



目 次	
高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	5

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第21号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、次のいずれにも該当する者である職員を除く。次号において同じ。）」を削り、同号アからウまでを削る。

第11条第1項中「（職員の配偶者でその子の親であるものが、就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であり、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でなく、かつ、6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でない場合における当該職員を除く。）」を削る。

第14条中「第11条第1項第2号及び」を「第11条第1項各号並びに」に改め、「（職員の配偶者でその子の親であるものが、就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であり、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でなく、かつ、6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産す

る予定である者又は産後8週間を経過しない者でない場合における当該職員を除く。）」を削り、「職員が」を「職員が、次条の規定により、」に改める。

第19条第1項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして次項に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 公営企業局長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、事務又は事業の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。

第20条第1項中「前条第1項」を「前条第1項又は第2項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項の規定による請求に係る期間と同条第2項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第20条第2項中「前条第1項」を「前条第1項の規定による請求にあっては同項」に、「困難であるかどうか」を「困難であるかどうか、同条第2項の規定による請求にあっては事務又は事業の運営の支障の有無」に改め、同条第3項中「前条第1項」を「前条第1項の規定による請求にあっては同項」に、「必要がある」を「必要があると、同条第2項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では事務又は事業の運営に支障が生じる」に改める。

第21条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項第2号中「子が」を「子が、第19条第1項の規定による請求にあっては」に、「始期」を「始期に、同条第2項の規定による請求にあっては3歳」に改める。

第22条中「並びに前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号」を「、第20条第1項後段並びに前条第1項第3号及び第2項各号」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親である者が、常態として当該子を養育することができるものとして次項に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、「介護する」を「介護する」と、第20条第1項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「前条第1項」と、同条第2項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第2項の規定による請求にあっては事務又は事業の運営の支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第2項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では事務又は事業の運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講ずるために必要がある」に、「と読み替える」を「と、「同項」とあるのは「前条第1項」と読み替える」に改める。

第22条の2第1項中「時間外勤務手当の一部の支給に代わる措

置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を「時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）」に改める。

第23条中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改める。

第30条第1項の表13の項を次のように改める。

(13) 子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。）	男性職員の育児参加 （職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの
	職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。）
	職員の配偶者が、12の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

第30条第1項の表16の項を次のように改める。

看護 ア 職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）が負傷又は疾病等の事由により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 イ 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合にお	看護 ア 一の年につき5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間 イ 一の年につき5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
---	---

(16)	<p>いて、職員以外に看護者がいないと認められるとき。</p> <p>ウ ア又はイにより一の年につき定められた期間のすべてについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせるを含む。）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）。</p>	<p>ウ 一の年につき2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
------	---	---

第30条第3項中「又は18の項」を「、17の項又は19の項」に改める。
 第31条中「及び18の項」を「、17の項及び19の項」に改める。

(17)	<p>短期の介護 （次に掲げる要介護者（第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下この項において同じ。）の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合）</p> <p>ア 要介護者の介護 イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介</p>	<p>一の年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
------	--	--

<p>護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話</p>	
--	--

第30条第3項中「又は18の項」を「、17の項又は19の項」に改める。

第31条中「及び18の項」を「、17の項及び19の項」に改める。

- 附 則**
 （施行期日）
- 1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。
 （経過措置）
 - 2 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。次項において同じ。）についてこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用されたこの規程による改正前の高知県公営企業局職員就業規程（以下「旧規程」という。）第30条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、この規程による改正後の高知県公営企業局職員就業規程（以下「新規程」という。）第30条第1項の表の16の項のアの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
 - 3 小学校就学の始期に達するまでの子以外の者について施行日前に使用された旧規程第30条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、新規程第30条第1項の表の16の項のイの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
 - 4 施行日前に使用された旧規程第30条第1項の表の16の項のイの特別休暇は、新規程第30条第1項の表の16の項のウの特別休暇として既に使用されたものとみなす。

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日
 高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎
高知県人事委員会規則第27号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、次のいずれにも該当する者である職員を除く。次号において同じ。）」を削り、同号アからウまでを削る。

第9条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第9条の5中「第9条の2第1項及び第2項」を「第9条の2

第1項」に改め、「第9条の2第3項」を「第9条の2第2項」に改める。

第9条の10を削る。

第9条の11第1項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項又は第3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第9条の11第2項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項の規定による請求にあっては同項」に、「困難であるかどうか」を「困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」に改め、同条第3項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項の規定による請求にあっては同項」に、「必要がある」を「必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じる」に改め、同条を第9条の10とする。

第9条の12第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項第2号中「子が」を「子が、条例第9条の2第2項の規定による請求にあっては」に、「始期」を「始期に、同条第3項の規定による請求にあっては3歳」に改め、同条を第9条の11とする。

第9条の13中「前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号」を「第9条の10第1項後段並びに前条第1項第3号及び第2項各号」に、「この場合において」を「この場合において、第9条の10第1項中「条例第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条の2第2項」と、同条第2項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講ずるために必要がある」と」に改め、同条を第9条の12とする。

第9条の14を第9条の13とする。

第13条第1項の表13の項中「子を」を「子（配偶者の子を含む。）を」に改め、同表16の項を次のように改める。

<p>(16) 看護 ア 職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）が負傷又は疾病等の事由により看護</p>	<p>ア 一の年につき5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>
--	--

（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。

イ 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。

ウ ア又はイにより一の年につき定められた期間のすべてについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）。

イ 一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

ウ 一の年につき2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

第13条第1項の表中20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次

のように加える。

<p>(17) 短期の介護（次に掲げる要介護者の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合） ア 要介護者の介護 イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話</p>	<p>一の年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>
---	--

第13条第3項中「又は18の項」を「、17の項又は19の項」に改める。

第14条中「及び18の項」を「、17の項及び19の項」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成22年6月30日から施行する。（経過措置）
- 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。次項において同じ。）についてこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用されたこの規則による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「旧規則」という。）第13条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「新規則」という。）第13条第1項の表の16の項のアの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
- 小学校就学の始期に達するまでの子以外の者について施行日前に使用された旧規則第13条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、新規則第13条第1項の表の16の項のイの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
- 施行日前に使用された旧規則第13条第1項の表の16の項のイの特別休暇は、新規則第13条第1項の表の16の項のウの特別休暇として既に使用されたものとみなす。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第28号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第8条の6を削る。

第8条の7第1項中「第9条第2項」を「第9条第2項又は第3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第8条の7第2項中「第9条第2項」を「第9条第2項の規定による請求にあっては同項」に、「困難であるかどうか」を「困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」に改め、同条第3項中「第9条第2項」を「第9条第2項の規定による請求にあっては同項」に、「必要がある」を「必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じる」に改め、同条を第8条の6とする。

第8条の8第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項第2号中「子が」を「子が、条例第9条第2項の規定による請求にあっては」に、「始期」を「始期に、同条第3項の規定による請求にあっては3歳」に改め、同条を第8条の7とする。

第8条の9中「前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号」を「第8条の6第1項後段並びに前条第1項第3号及び第2項各号」に、「この場合において」を「この場合において、第8条の6第1項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第2項」と、同条第2項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講ずるために必要がある」と」に改め、同条を第8条の8とする。

第8条の10を第8条の9とする。

第12条第1項の表13の項中「子を」を「子（配偶者の子を含む。）を」に改め、同表16の項を次のように改める。

<p>(16) 看護 ア 職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同</p>	<p>ア 一の年につき5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内</p>
--	--

じ。)が負傷又は疾病等の事由により看護(疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。)を必要とする場合において、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。

イ 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族(小学校就学の始期に達するまでの子を除く。)が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。

ウ ア又はイにより一の年につき定められた期間のすべてについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護(小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。)を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき(小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。)

でそのつど必要と認める日又は時間

イ 一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

ウ 一の年につき2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

第12条第1項の表中20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次のように加える。

(17) 短期の介護(次に掲げる要介護者の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合)

ア 要介護者の介護

イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

一の年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

第12条第3項中「又は18の項」を「、17の項又は19の項」に改める。

第13条中「及び18の項」を「、17の項及び19の項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。(経過措置)
- 2 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。次項において同じ。)についてこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用されたこの規則による改正前の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(以下「旧規則」という。)第12条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(以下「新規則」という。)第12条第1項の表の16の項のアの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子以外の者について施行日前に使用された旧規則第12条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、新規則第12条第1項の表の16の項のイの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
- 4 施行日前に使用された旧規則第12条第1項の表の16の項のイの特別休暇は、新規則第12条第1項の表の16の項のウの特別休暇として既に使用されたものとみなす。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第29号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、次のいずれにも該当する者である職員を除く。次号において同じ。)」を削り、同号アからウまでを削る。

第8条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第8条の5中「第8条の2第1項及び第2項」を「第8条の2第1項」に改め、「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項」に改める。

第8条の10を削る。

第8条の11第1項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項又は第3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第8条の11第2項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項の規定による請求にあっては同項」に、「困難であるかどうか」を「困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」に改め、同条第3項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項の規定による請求にあっては同項」に、「必要がある」を「必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じる」に改め、同条を第8条の10とする。

第8条の12第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項第2号中「子が」を「子が、条例第9条の2第2項の規定による請求にあっては」に、「始期」を「始期に、同条第3項の規定による請求にあっては3歳」に改め、同条を第8条の11とする。

第8条の13中「前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号」を「第8条の10第1項後段並びに前条第1項第3号及び第2項各号」に、「この場合において」を「この場合において、第8条の10第1項中「条例第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条の2第2項」と、同条第2項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講

ずるために必要がある」とに改め、同条を第8条の12とする。
 第8条の14を第8条の13とする。
 第12条第1項の表13の項中「子を」を「子（配偶者の子を含む。）を」に改め、同表16の項を次のように改める。

(16) 看護

ア 職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）が負傷又は疾病等の事由により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。

イ 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。

ウ ア又はイにより一の年につき定められた期間のすべてについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場

ア 一の年につき5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

イ 一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

ウ 一の年につき2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）。

第12条第1項の表中20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次のように加える。

(17) 短期の介護（次に掲げる要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合）
 ア 要介護者の介護
 イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

一の年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

第12条第3項中「又は18の項」を「、17の項又は19の項」に改める。

第13条中「及び18の項」を「、17の項及び19の項」に改める。

附 則
 （施行期日）

- この規則は、平成22年6月30日から施行する。（経過措置）
- 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。次項において同じ。）についてこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用されたこの規則による改正前の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「旧規則」という。）第12条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、この規則による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「新規則」という。）第12条第1項の表の16の項のアの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
- 小学校就学の始期に達するまでの子以外の者について施行日前に使用された旧規則第12条第1項の表の16の項のアの特別休

暇は、新規則第12条第1項の表の16の項のイの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
 4 施行日前に使用された旧規則第12条第1項の表の16の項のイの特別休暇は、新規則第12条第1項の表の16の項のウの特別休暇として既に使用されたものとみなす。



職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第30号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第6条第1項第4号を削る。

第7条第1号ア中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第11条後段を削る。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

育児休業等計画書			
任命権者		年 月 日	
様			
		所属	
		職名	
		氏名	Ⓜ
<p>職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日
3 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から		年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から		年 月 日まで
4 備考			

- 注 1 この育児休業等計画書は、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄は、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書に記入する請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄は、出生後、速やかに記入すること。
- 4 変更の届出の場合は、記載事項のうち変更する箇所のみを記入すること。
- 5 該当するものの□には、/印を付けること。

第2号様式（第4条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書		年 月 日						
任命権者		様						
		所属 職名 氏名						
		Ⓜ						
<p>下記のとおり育児休業の承認 育児休業の期間の延長を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>								
1 請求に係る子	氏名							
	請求者との続柄							
	生年月日	年 月 日						
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長							
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで							
4 請求に係る子について既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで							
	年 月 日から 年 月 日まで							
5 特別の事情								
6 備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">主管課長</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">所属長経由欄</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>			主管課長		所属長経由欄			
主管課長		所属長経由欄						
<p>※所属長意見欄 上記のとおり進達します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>								

- 注 1 この育児休業承認（期間延長）請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 特別の事情」欄は、再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を

記入すること。

- 4 「6 備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。
 - (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1項の表の12の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項の特別休暇で、出産の日の翌日以降の日におけるものをいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をするときを除く。）は、当該請求に係る子以外の3歳に満たない子の氏名、請求者との続柄及び生年月日
 - (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
 - (3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
- 5 該当するものの□には、ㄥ印を付けること。

第3号様式（第6条関係）

養育状況変更届
 年 月 日

任命権者 _____ 様

所属 _____
職名 _____
氏名 _____ (印)

育児休業
下記のとおり育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。
部分休業

記

1 請求に係る子の氏名 _____

2 届出の事由

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 - その他 (_____)
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。)
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- その他 (_____)

3 届出の事由が発生した日 _____
年 月 日

主管課長			所属長経由欄		

注 該当するものの□には、ㄥ印を付けること。

第4号様式（第10条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書 年 月 日								
任命権者 様	所属 職名 氏名							
下記のとおり育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。								
記								
1 請求に係る子	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>請求者との続柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	氏名		請求者との続柄		生年月日	年 月 日	
氏名								
請求者との続柄								
生年月日	年 月 日							
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認							
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで							
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）							
勤務の日及び 時間帯	月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）							
5 請求に係る子 について既に育 児短時間勤務を した期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで							
6 特別の事情								
7 備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"> 主管課長 </td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"> 所属長経由欄 </td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>		主管課長			所属長経由欄			
主管課長			所属長経由欄					
※所属長意見欄 上記のとおり進達します。								
年 月 日								

- 注 1 この育児短時間勤務承認（期間延長）請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「4 勤務の形態」の「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 特別の事情」欄は、再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。
- 5 「7 備考」欄は、3のほか、次に掲げる事項等を記入すること。
- （1）請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は、当該請求に係る子以外の小学校就学前の子の氏名、請求者との続柄及び生年月日
- （2）請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
- （3）請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
- 6 該当するものの口には、L印を付けること。

第5号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書				年 月 日								
任命権者		様		所属 職名 氏名								
下記のとおり部分休業の承認を請求します。				⑧								
記												
1 請求に係る子	氏名											
	請求者との続柄											
	生年月日	年 月 日										
2 請求期間及び時間	期間		時間									
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分									
		<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分～ 時 分									
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分									
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分～ 時 分										
3 備考												
主管課長		所属長経由欄										
※所属長意見欄 上記のとおり進達します。												
年 月 日												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												申請のあった部分休業については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。
年 月 日												
受理年月日		年 月 日										
決裁年月日		年 月 日										
任命権者												
⑧												

注 1 この部分休業承認請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、

- 官公署が発行する出生届受理証明書等）の原本又は写しを添えること。
 2 部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その内容を裏面に記入すること。
 3 該当するものの□には、レ印を付けること。

(裏面)

月 日	部分休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	所属長印	備考
	午前	午後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。